

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月4日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	財務・IRグループ グループマネージャー 若林 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号 (パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	経理グループ グループマネージャー 恩田 幸敏
【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成25年5月15日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年5月23日
【発行登録書の有効期限】	平成27年5月22日
【発行登録番号】	25 - 関東57 発行予定額 0円 (注)1 5,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の払込金額の総額である。 2 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。
【発行予定額又は発行残高の上限】	0円 (注)1 5,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の払込金額の総額である。 2 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。
【発行可能額】	0円 (注)1 5,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の払込金額の総額である。 2 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年2月4日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書を平成26年2月4日に関東財務局長に提出した。 この臨時報告書の提出により当該書類を平成25年5月15日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおり。